

地域あんしん給油所推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域住民等の安心と利便性の維持・向上を図るため、「地域あんしん給油所」が地域の見守りや価格の表示、観光客へのおもてなしの取組を実施するのに要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則(昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「地域あんしん給油所」とは、地域あんしん給油所制度要綱において定める登録基準を満たし登録された給油所をいう。

(補助対象者、補助対象事業、経費及び補助率)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業者は地域あんしん給油所の事業者又は、現に登録しようとしている事業者とし、補助対象事業、経費及び補助率は、別表のとおりとする。なお、補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書(第2号様式)
- (2) 対象経費が確認できる見積書、パンフレット等
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 補助対象事業者は、補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、次の関係書類を知事に提出し、その承認を受けること。

(ア)変更承認申請書(第3号様式)

(イ)変更事業計画書及び変更収支予算書(第4号様式)

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (10) 「地域あんしん給油所」登録申請時の要件を事業完了の日から3年間順守すること。
- (11) 補助対象ごとに定められた条件を順守すること。
- (12) その他、大分県補助金交付規則及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。ただし、補助金の額の減額であり、価格競争(入札等)を行った結果で、内容に一切の変更がない場合は軽微な変更の範囲に含まれる。この場合にあつては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

(補助金の交付決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(第5号様式)により行うものと

する。

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、精算払の方法により交付する。

(補助金の交付請求)

第9条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第7号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書及び収支精算書(第8号様式)
- (2) 事業実績の詳細が把握できる領収書又は請求書の写し等
- (3) 完成写真
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第11条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第9号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とする。

附 則

この要綱は、令和7年度の予算に係る地域あんしん給油所推進事業補助金から適用する。

別表

	補助対象事業	補助対象経費	補助条件	補助率	補助上限額
1	防犯カメラ等の設置	防犯カメラ等（録画装置、付属品含む。）の購入及び設置費用、防犯カメラの設置を示すプレート等の購入及び設置費用。維持管理費や地代及び占用料を除く。 （有効画素数が 200 万画素以上で、記録データの再生がパソコンでできること。）	・「地域あんしん給油所」の登録要件の任意項目として選択すること ・設置する場所は、自店舗内とし、自店舗のみではなく、通学路などの道路等不特定多数の者が利用する場所を撮影すること ・ドライブレコーダー設置の場合は事業用車両とする ・警察の捜査に必要な場合に記録データを提供すること	2/3	30 万円／店舗 (1～5 の合計)
2	自家発電設備の設置・更新	自家発電設備（内燃機関発電設備に限る）の設置・更新に係る費用のうち、本体購入費、設置工事費（電気工事・土木工事等含む）	「地域あんしん給油所」の登録要件の任意項目として選択すること		
3	価格表示板の設置	道路走行中に視認できる表示が可能な価格表示板（付属品含む）の購入及び設置費用	わかりやすく、正確な表示を行うこと		
4	トイレの設置・改修	トイレ設置・改修に係る本体購入費、設置工事費	「地域あんしん給油所」の登録要件の任意項目として選択すること		
5	その他	「地域あんしん給油所」の 3 つのあんしんの取組に資するもので、知事が認めるもの	交付決定通知書において示す		